

令和 6 年度 生徒募集要項（後期選抜）

福島県立いわき光洋高等学校

全日制の課程（単位制）

〒 9 7 0—8 0 4 7 福島県いわき市中央台高久四丁目 1 番地

電話 （0 2 4 6）2 8—0 3 0 1

1 募集定員

全日制の課程 文理科

募集定員（200名）から、前期選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

2 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）

ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校への入学を志願する者を除く。

- （2）中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

- ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ③ 文部科学大臣の指定した者
- ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- ⑤ 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 通学区域

県下一円

4 出願方法

- （1）中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- （2）上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 出願期間

令和6年3月15日（金）から3月18日（月）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、**令和6年3月18日（月）正午まで**に必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 出願に必要な書類

（1）中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
- ② 調査書（所定の様式）
- ③ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

（2）上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
- ② 健康診断書（**令和6年1月以降**に医師の診断を受けたもの）
- ③ 履修証明書、学習成績証明書
- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

（3）中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿（所定の様式）を添付する。

（4）入学願書には、入学検定料として2, 200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が全日制の課程に出願する場合には、不足する入学検定料1, 250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（所定の様式）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

（1）志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持

参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、**令和6年3月15日（金）から3月21日（木）**までとする。
郵送の場合には、**3月21日（木）**必着とする。
持参の場合の受付時間は、**午前9時から午後4時**までとする。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

8 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、志願者の在学（出身）中学校長又は保護者が本校校長に問い合わせる。

9 願書受付

- (1) 出願書類を提出し、受験が認められた者に対して受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、県外から出願したとき

10 出願先変更

志願者は、**令和6年3月19日（火）**に、1回に限り、出願先を変更することができる。
受付時間は、**午前9時から午後5時**までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

- (1) 他の高等学校及び特別支援学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願（所定の様式）、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の学校長に提出する。
ただし、特別支援学校へ出願先を変更する場合は、「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」の出願先変更願、入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類を、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。
なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。
- (2) すでに交付を受けた受験票は返還する。

11 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（所定の様式）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

12 選抜方法

中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の評価及び小論文の評価を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜を行う。

- (1) 調査書
「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」は25点満点として、合計160点満点とする。「長所・特技等の記録」及び部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は点数化しない。
- (2) 面接
個人面接を実施する。中学校における学習活動の成果を問う内容（国語・数学・英語）を含み、その点数を含め、段階評価とする。
- (3) 小論文
小論文を実施し、段階評価とする。

13 面接等の日時、会場及び持参物

- (1) 日 時 令和6年3月22日（金）午前9時より（午前8時30分までに集合）
- (2) 会 場 本校
- (3) 持参物 受験票、筆記用具、上ばき、下足を入れる袋
なお、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

14 合格者発表

- (1) 令和6年3月25日（月）午後3時以降に本校で発表する。
- (2) 合格者に対して、発表後、合格通知書及び入学関係書類を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。
- (4) 電話による問合せには応じない。

15 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

16 その他

不明な点は本校に問い合わせる。